

## 平成 30 年度 第 1 回苫小牧市男女平等参画審議会会議録（概要）

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 25 日(月) 14:00～15:00
- 2 場 所 苫小牧市民活動センター4階 講習室 A
- 3 出席者 審議会委員 9 名（欠席者 1 名）  
総合政策部協働・男女平等参画室（室長、主査、主任主事、嘱託  
事務員）
- 4 傍聴人 1 名
- 5 記 者 1 名
- 6 議事概要

（議題 1）平成 29 年度苫小牧市男女平等参画基本計画（第 2 次）施策別実施状況について

平成 29 年度苫小牧市男女平等参画基本計画（第 2 次）施策別実施状況、審議会等の女性委員の割合等について事務局より説明。

### 【質問】

資料 2 の審議会等の女性委員の割合について、今に始まったことではなく、ずっと同じような割合で推移していると思うが、今後も女性委員の増加に努めていきたいとのことだが、現実としては思うほど上がっておらず、手詰まり感が否めない。何か方策はないのか。

### 【回答】

現在、女性人材バンクには 40 名の登録があり、市の審議会等の公募委員の枠に対して人材バンクの登録者に案内をしている。この公募枠以外で、専門職や学識経験者等として委員の推薦を依頼した場合、男性の割合が高いことが一因となっている。担当部署とともに女性委員を増やすよう努めたい。

### 【意見】

改善されているところはあるが、なかなか進まない原因があることもわかる。数値目標としてわかりやすい部分であるため、女性委員の割合が上がるよう努めてほしい。

**【質問】**

女性人材バンクの人数が増えているとのことだが、どのように審議会等につないでいるのか。

**【回答】**

女性人材バンクの登録申込書には、複数ある項目の中から、自分の関心のある分野にチェックをつけてもらっている。委員の募集時には、審議会等の担当課がその関心のある分野を目安として選定し、案内している。

**【質問】**

女性人材バンクの登録制度のことを知らない人が多いのではないか。

**【回答】**

女性人材バンクについて、今後も周知していきたいと考えており、皆様にも御協力いただきたいと考えている。

**【意見】**

女性人材バンクが市の審議会等に活用されるものであることを知らない人もいるのではないか。当初、出前講座の講師かと思っていた。

**【質問】**

女性委員の割合が50%を満たしている審議会等には何か理由があるのか。その審議会等で工夫している点やいいところを真似するといったと思うが。

**【回答】**

推測になるが、女性委員が多い審議会等は、推薦依頼している団体の女性の割合が多いことなども考えられる。開催する時間帯や託児の活用など、多くの皆さんが参加しやすい審議会にしていくことを担当部署と協議している。

**【結論】**

全会一致で事務局案を承認する。

(報告1) 苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)について

苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)の重点事項、ワークライフバランス等企業表彰の募集及び周知依頼、12月の表彰式・男女平等参画セミナーについて、事務局より説明。

**【質問】**

目標値を設定していることは素晴らしいと思う。49ページの介護支援いきいきポイント事業では、現状値と目標値の数値がイコールになっているのはなぜか。

**【回答】**

項目として、新規の登録者数を数値目標としているためである。

(その他)

**【質問】**

図書コーナーの充実について、男女平等参画推進センターではすでに実行されていると思うが、中央図書館やコミセンとの連携はしているのか。

**【回答】**

現在のところは、男女平等参画推進センターの図書室の充実として行っている。

**【意見】**

男女共同参画週間などで連携すると良いのでは。男女平等参画といっても、自分で気付いていない人が多いと感じる。もっと自然に手に取れるような感じで、自分で気付く機会を増やしてほしい。

**【意見】**

図書も必要だが、人材育成の場として研修に参加するのもひとつだと思う。第3次計画の推進にあたり、行政だけ、企業だけではなく、市民一人ひとりが変わろうとする力は大きいと思う。

**【意見】**

他の人から聞いたことであるため詳細は不明だが、苫小牧市に期限付き職員として男女平等参画の弁護士を雇うというのはいかがでしょうか。他の自治体で行っているところがある。

**【回答】**

ご意見として受け止め、調査する。

**【意見】**

苫小牧男女平等参画推進協議会では、毎月1回、大谷弁護士の無料法律相談を開催しており、月によってはすぐに定員オーバーになってしまったり、それほどまでではなかったりしている。他にも弁護士は相談を受けており、そうした取組を知らないのかもしれない。

**【意見】**

企業内の弁護士や行政内の弁護士については専門外で詳しくは分からないが、行政には顧問弁護士がおり、行政の相談に対応している。ほかにも、外部の弁護士が入って市民向けの相談窓口を設けているところもある。

おっしゃっているのは、行政の職員として弁護士が入り、男女平等参画について、あるいは女性問題だけに特化したことを行うということかと思う。行政で具体的に弁護士らしいこととして何をするのか、イメージが浮かばない。法律の専門性が必要とされるのとは違う部分であると思うので、弁護士である必要性はどういうところなのかと思う。